

提訴問題

答弁護士費用等は原告に請求できない



松澤徹男議員

問 血税で浪費した費用の事後対応は

主義を冒涜するものではないかと思っています。

村が支出した費用は37万円で、弁護士への相談や裁判の傍聴に延べ6人が、松本市・長野市に出席しています。なお、弁護士費用や裁判傍聴等の費用は原告に請求する権利は発生しないと聞いています。

真意を伺います。

村長

12月の定例会一般質問で、突然村長の虚偽発言と指摘されました。協議内容については、飯森区独自で判断をしない、村全体の意向に沿うということで理解しております。その事は、当初から決定事項であり、臨時総会上で話せばよいと出席役員の発言もあるので、その内容からしても何ら虚偽に当たるものではないと思っていました。当時から区長は3代にわたりていますが、前年度、前々年度役員は、このことをその都度、区の総会で報告をしていました。地区の役員は、このことをその都度、区の総会で報告をしていました。地区の事情も理解せず、第三者の單なる伝聞に流され、その地区的運営まで言及し、本会議で取り上げることは如何なものと考え、また、区の内政干渉に繋がる恐れがあると危惧しています。虚偽発言とは何をもって言われるのか釈然としないところであります。大変残念に思います。

問 昨年、議会制民主主義の議論を経て議決執行された、観光局の経営診断をする予算を渡辺議員は不服として、負担金の返還を求めた監査請求や司法に委ねた提訴をしています。その後、棄却となり結審していますが、行政が血税で浪費した裁判費用等の扱いを含めた事後の対応について、村長の見解を伺います。

村長 渡辺議員は、補正予算や決算の議決に参加しており、監査請求や訴訟を提起することは、議会制民主

【全員協議会に

おける村長発言】

昨年12月定例会に於いて、飯森区役員と行政の会議の内容が、後日議会に報告した内容と異なり、報告は虚偽であると渡辺議員から指摘されました。本会議場の発言でもあり、誤伝なら懲罰に当たる重大な問題と認識し、私も真相調査をしました。

前役員は区では賛否を探らなかった。前役員は区では賛否を探らない、行政の方針に従うと総会で決していると話していました。当事者である村長の

その後



役場庁舎

渡辺議員の提訴問題に対する議会の対応として、次の内容で勧告をしました。

「あなたがとった住民監査請求並びに提訴した行動は、白馬村議会の品位を失墜させ

た。今後、このような行為をする場合は、議員を辞職して行うか、又は「議決」「執行」について、村民の理解を得て、尚且つ議会選出の監査委員と十分調整のうえ、行うよう勧告します。」